



原村長
清水 澄

皆さん、平成22年の年明けに当たりましておめでとうございます。本年が皆さんにとりまして限りなく発展の年となります様に、ご祈念致します。平素村政へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

わが原村にとりまして、本年が皆さんの幸福実現が達成できる充実した一年でありますことを、願って止みません。

昨年は54年も続いた自民党中心の政権が倒れ、多くの国民の期待を担って民主党中心の鳩山政権が誕生して、国の行き方が大きく変わることを予感させる一年でありました。まだまだ政権運営慣れしていませんので、未熟さが各所で目立ちますが、国民の望んだ政権でありますので、暖かく見守って行く必要があるかと思えます。迷走を含めて政府内での議論が、国民に解り易くなった事は評価して良いと思えます。

原村の昨年は概ね順調に推移した一年でありました。夏の長雨はありましたが、台風は大したこともなく、災害ともならず、安堵でした。新型インフルエンザの不安はありますが、乳幼児への予防接種には諏訪地方でい



原村議長
小池 和男

村民の皆様、新年明けましておめでとうございます。寅年の新春を迎え皆様にとりまして良き年でありますよう、心からご祈念申し上げます。

常日頃より議会活動に対しての、ご指導ご協力を頂き感謝申し上げます。議会報告・懇談会も3年目になり、昨年の9月議会終了後の10月に3地区で開催して全村を巡ることができました。貴重なご意見は委員会では対応してまいります。各区長様等におかれましては、ご協力ありがとうございました。

又、議会活動の報告をする「議会だより」は、2月10日発行分が第100号を迎えます。永年にわたり発行にかかわった多数の議会議員の皆様にも御礼を申し上げます。

日本経済は二昨年の百年に一度と言われたサブプライムローンに端を発し、昨年のリーマンショック、ドバイショック等、世界同時不況の影響を受け、今はデフレスパイラル景気低迷を余儀なくされ、国民生活は厳し

ごあいさつ

ち早く、村独自の補助と集団接種で対応した他小学生・中学生にもワクチンの確保され次第行なって行きますので安心して戴きたいと思えます。原村の行き方は住民の健康福祉を第一と考えています。

アメリカのリーマンブラザーズ破綻に端を発する雇用や経済不安に対して行なわれた、国の定額給付金や緊急経済対策もきちんと行なって来た所でありまして、地域経済の大きな刺激になったものと思えます。

さて希望に満ちた平成22年は、どんな年になるでしょうか。国においては不況のこともあり、史上最高の予算で国民の福利増進と経済の立直しを図ろうとしています。が、疲弊した地方の活性化も図って欲しいものと思えます。

本村にとつては、原村のカラーといったものを確立する一年にしなければなりません。

原村は現在転入により年間50人位の人口増です。これは原村に人を惹きつける魅力があるからであり、それは現に住んでいる住民にとつても幸福を実感できるものであるかと思えます。それらの魅力こそが原村のカラーであり、これら特徴として、村づくりを進めたいものです。自然環境が豊かで生活に潤いと癒しが感じられること、人々が暖かく隣人同士が手を取り合つて人の和が感じられること、心に余裕があつて見知らぬ人でも親切に応待すること、子供の遊び声が村中に満ち溢れ活力が感じられること、農業や産業が盛んで活気に満ちていること、ゴミが落ちていず美しい村であること、これらが原村のカラーであり、魅力と特徴であり、住民皆の協力で維持発展させて行かなければならぬものだと思います。行政としてもこうしたカラーをより一層はつきりと、育成強化して行かなければなりません。

今年も精一杯明るい村づくりを務めてまいります。皆様のご多幸を念じつつ新年のご挨拶とします。

い社会経済状況下におかれております。

地方自治体にとつては、深刻化する少子・高齢化による人口減少、逼迫する財政状況という厳しい現状に加え、多様化する住民ニーズへの対応が求められており、取り巻く環境は、急激に変化しております。

一方、政権交代が実現し、地方分権への潮流は大きなうねりとなり、具体的な動きを見せ初め本格的な地域主権の時代が目前に迫っております。これからは、各自治体が自分達の最適を主張するのではなく、全体を考えた政策を実行するよう意識改革が求められています。議会では、このような山積する諸問題に対処するべく対応と共に議論を重ねていきます。「議会報告・懇談会」、「女性団体との懇談会」はこれからも続けていき「中学生議会」などの意見を議会活動に生かしていく所存でございます。

現議会には女性議員が居りませんが、生活の一躍を担っている女性の目線も必要であります。

議会では年4回の定例会と臨時会で審議を行い議決しています。昨年の臨時会は国の景気対策などの補正等があり、5回もの開催でありました。

本年より公共交通の実証実験が始まる予定です。キャッチフレーズは「乗って残そう公共交通」です。村民の皆様のご協力をお願いします。原村の人口は、わずかながら増加しています。「安心・安全で暮らせる村づくり」のために議会も全力傾注し村民の負託にこたえていく所存でございます。

村民の皆さまの相変わらずのご指導、ご鞭撻をお願いして、新年のご挨拶といたします。

10/10 JOMOあゆみの森第2期 森林(もり)の里親契約調印式



原村とジャパンエナジー、長野県で第2期の契約調印式を行いました。契約期間は2010年4月から3年間となります。

10/17・18 地域づくり全国交流会議 原村大会



全国各地の特色ある地域づくりの実践例や課題を情報交換し、地域活性化推進につなげることを目的に開催されました。

11/28 わらによう作り3年ぶりに復活



かつて稲わらは、家畜の餌や冬のわら細工の材料として大切な資源で、わらによう作りはよく見られる晩秋の風景でした。

7/2 アクアマリン原村星の降る里コンサート



原小学校体育館にて行なわれました。アクアマリンから原村に寄贈された「星降る里」など12曲が演奏されました。

8/22 第17回原村よいしょまつり



晴天に恵まれ、絶好のお祭り日和となりました。会場には大勢の方が訪れ、お祭りを楽しんでいました。

9/21 御柱祭in赤坂サカス



御柱の実演や木遣りの披露、諏訪地方のキャラクターも参加しました。また、TBS主催の「赤坂マルシェ」と題した物産展にも出店しました。

2/23 県営圃場整備事業竣工記念式典(原村西部地区)



平成5年に事業を採択後、平成20年度末に全ての事業が完了しました。総事業費30億7,200万円/田畑の受益面積136ヘクタール

4/8 歯の日の取り組み始まる(8のつく日)



村の健康増進計画「健康はらむら21」や「原っ子保健委員会」では、歯の健康に関する取り組みを推進しています。

5/18 新規需要米(米粉)栽培調印式



米の生産農家4名とJA信州諏訪、諏訪市にある高山製粉の3者が県内初となる米粉用米の生産供給契約の調印式を行ないました。

1/17 第10回原村村民冬季スポーツ祭



天然リンクでの大会。優勝はやつがね区でした!

特集

写真で振り返る

原村2009

新年あけましておめでとうございませう。皆さんにとって、昨年ほどどんな一年だったでしょうか。今回、2009年に起きた、さまざま出来事を写真とともに振り返ってみたいと思います。

2009年 主な出来事

- 1月 1日 御来光登山及び元旦マラソン
- 3日 原村成人式
- 8日 肥料価格高騰に対する補助事業説明会
- 11日 原村消防団出初式・表彰式
- 17日 第10回原村村民冬季スポーツ祭
- 2月 11日 地域づくりアドバイザー事業講演会(原村西部地区)
- 3月 19日 平成21年度原村の予算決まる
- 4月 8日 歯の日の取り組み始まる(8のつく日)
- 15日 保育所未満児棟地鎮祭
- 23日 傾聴ボランティア養成講座始まる
- 31日 中新田区創立400年記念式典
- 5月 17日 御柱宣伝大使コンテスト開催
- 18日 新規需要米(米粉)栽培調印式
- 6月 1日 原中学校給食等地震補強・内部改修工事(10月30日)
- 13日 第25回八ヶ岳開山祭
- 7月 2日 アクアマリン原村星の降る里コンサート
- 23日 原小学校 あいさつ記念日始まる
- 教育委員会委員 新体制
- 8月 21日 第1724回原村ふるさと大会
- 22日 全国中学校陸上大会 男子800m
- 28日 中央公民館耐震補強・トイレ他改修工事(2月10日)
- 29日 原村総合防災訓練(中新田区)
- 30日 衆議院議員総選挙(政権交代)
- 9月 6日 原村敬老会
- 18日 清水大士さん旭日単光章受章
- 21日 御柱祭in赤坂サカス(観光イベント開催)
- 10月 1日 役場庁舎改修工事始まる(平成22年8月31日)
- 10日 JOMOあゆみの森 第2期森林の里親契約調印式
- 17日 地域づくり全国交流会議 原村大会開催(18日)
- 24日 ズーラ初参加
- 25日 原村早起野球連盟40周年記念式典
- 29日 中外製薬(株)から社協へ福祉車両寄贈
- 11月 2日 原村表彰式
- 7日 第56回原村文化祭(8日)
- 9日 新型インフルエンザワクチン接種費用の補助
- 13日 公共交通あり方地域住民懇談会(27日 5ヶ所で開催)
- 28日 わらによう作り 3年ぶりに復活
- 29日 室内区収穫祭
- 12月 17日 エコライン開通式

村民税の申告

村・県民税は、皆さんが住んでいる村や県に納める税金で、21年中の所得に対して課税されます。

【申告について】

村民税の申告が必要な方は、平成22年1月1日に原村に住所がある方です。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方は、税額の算出のもとにもなりますので、所得の多少にかかわらず申告をしてください。所得の無い方で、扶養にならない方は住民税の申告が必要になります。ただし、次に該当する方は申告義務が免除されます。

①前年中の所得が年末調整された給与だけで、勤務先から給与支払報告書が原村に提出されている場合

②前年中の収入が公的年金だけで、年金の支払先から公的年金等支払報告書が原村に提出されている場合

※給与支払報告書や公的年金等支払報告書に記載されていない控除を受けようとする時は申告が必要です。

平成22年度分 村民税のおもな改正点

③確定申告書を提出した方

◆個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の創設
所得税の住宅ローン控除の適用を受けることができる方(平成11年～18年及び、平成21年～25年までの入居者)は、次のいずれか小さい額が個人住民税から控除されます。

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額(参考1)
②所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(9.75万円を超えるときは9.75万円)
なお、最初の年分については、税務署で確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

2年目以降、年末調整によつてこの控除を受けるためには、「住宅借入金等特別控除申告書」とともに、金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を給与支払者に提出する必要があります。

村民税申告相談会

実施日	場所	受付時間
2月	16日(火)	役場3階講堂 午前9時～正午
	17日(水)	役場3階講堂 午前9時～正午
	18日(木)	大久保公民館 午前9時～正午
	19日(金)	役場3階講堂 午前9時30分～午後3時
	23日(火)	柳沢公民館 午前9時～午後3時
	24日(水)	八ツ手公民館 午前9時～正午
	25日(木)	弘沢公民館 午前9時～午後3時
3月	1日(月)	柏木公民館 午前9時～午後3時
	2日(火)	判之木公民館 午前9時～午前11時
	3日(水)	菖蒲沢公民館 午前9時～正午
	4日(木)	室内公民館 午前9時～正午
	5日(金)	役場3階講堂 午前9時～午後3時
	8日(月)	南原公民館 午前9時～午前11時
	9日(火)	中新田公民館 午前9時～午後3時
	10日(水)	上里公民館 午前9時～午前11時
	11日(木)	役場3階講堂 午前9時～午後3時
	12日(金)	役場3階講堂 午前9時～午後3時

◆上場株式等の配当所得・譲渡所得に対する税率の特例
詳しくは(参考2)をご覧ください。

◆上場株式等の配当所得における申告分離課税選択と損益通算の創設
上場株式等の配当所得については、平成21年分から(個人住民税は平成22年度から適用)、総合課税と申告分離課税のどちらかを選択できます。

また、申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失があるときは、上場株式等の配当所得との損益通算を平成21年分から(個人

住民税は平成22年度から適用)行うことができます。

◆土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設
個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1千万円(1千万円に満たない場合はその金額)が控除されます。

なお、配当控除については、申告分離課税を選択した場合は適用になりません。

個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1千万円(1千万円に満たない場合はその金額)が控除されます。



- ※正午から午後1時までの間は休憩させていただきます。
- ※収支内訳書は相談前に必ず記入して、お出掛けください。
- ※申告相談会の期間中は、住民財務課窓口での相談はご遠慮ください。
- ※青色申告の方、譲渡所得のある方、住宅ローン控除の方等は税務署で申告してください。
- ※2月19日は税理士会主催の確定申告書作成指導会を同時開催します。

- ※なお、次の方々は税務署で申告してください。
 - ・土地や建物、株式、ゴルフ会員権など資産を売却や交換した方
 - ・住宅借入金等特別控除を受ける方
 - ・事業所得、農業所得、不動産所得及び雑所得を有する方のうち前年分の所得金額が300万円超の方
 - ・消費税の申告をする方のうち、前々年分の課税売上金額が3,000万円超の方
 - ・贈与税の申告をする方

申告期間 2/16(火) → 3/15(月)

所得税・村民税の申告はお早めに

(個人住民税：21年度～25年度まで適用)
※村に対する申告は原則として不要
ただし、お勤め先の年末調整で住宅ローン控除の適用を受け、住宅ローン控除に関する必要事項が記載された給与支払報告書が村に提出されていること、もしくは確定申告書(又は住民税申告書)に住宅ローン控除に関する事項を記載して、納税通知書が送達される時まで提出されていることが要件になります。

◆申告に必要なもの

- 収入に関する書類
 - *源泉徴収票
 - 給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票
 - *収支内訳書
 - 事業所得農業、不動産、営業等がある方は、必ず事前に作成して、申告の際にお持ちください。
- *支払証明書
 - 個人年金(雑所得)、シルバー人材センターの配分金(給与所得)、生命保険契約等の一時金(一時所得)、損害保険契約の満期返戻金(一時所得)などの支払証明書
 - 控除に関する書類
 - *社会保険料の証明書
 - 国民年金保険料、国民年金基金掛金の控除証明書(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の額については、税務係にお問い合わせください)
 - *生命保険料・地震保険料の証明書
 - 保険会社等から契約者に送付される保険料の年間支払額が記載された証明書
 - *医療費の領収書・内訳書
- 印鑑
- 筆記用具、計算機
- 確定申告書、村民税申告書(事前に送付されている人)
- 申告者本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの、届出印(口座振替の届出に必要)
- 前回の申告書や収支内訳書の控え
- 予定納税額がわかるもの
- ☆申告書及び書き方の手引きは、2月から住民財務課の窓口でお配りしますので、ご利用ください。

<参考1> 所得税における住宅借入金等特別税額控除の改正

1 住宅の取得等をして平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除額限度額計
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%	500万円
平成22年	10年間	5,000万円	1.0%	500万円
平成23年	10年間	4,000万円	1.0%	400万円
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%	300万円
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%	200万円

2 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅の取得等をして、同法の施行の日(平成21年6月4日)から平成25年までの間に居住の用に供した場合

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除額限度額計
平成21年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円
平成22年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円
平成23年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	400万円
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	300万円

<参考2> 上場株式等の配当所得における申告分離課税選択及び配当所得・譲渡所得に対する税率の特例

		【現行】				
		~H20.12	H21	H22	H23	H24
税率	[軽減税率] 10% (住民税3%・所得税7%)		[軽減税率] 10% (100万円以下の部分) (住民税3%・所得税7%)	[軽減税率] 10% (500万円以下の部分) (住民税3%・所得税7%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)
	[本則税率] 20%	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)
		【改正後】				
		~H20.12	H21	H22	H23	H24
総合課税を選択した場合の税率累進税率		累進税率 (住民税10%・所得税5~40%)				
申告分離課税を選択した場合の税率	[軽減税率] 10% (住民税3%・所得税7%)		[軽減税率] 10% (住民税3%・所得税7%)	[軽減税率] 10% (住民税3%・所得税7%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)
	[本則税率] 20%	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)	[本則税率] 20% (住民税5%・所得税15%)

【農山村地域調査】

どうやって調査するの？

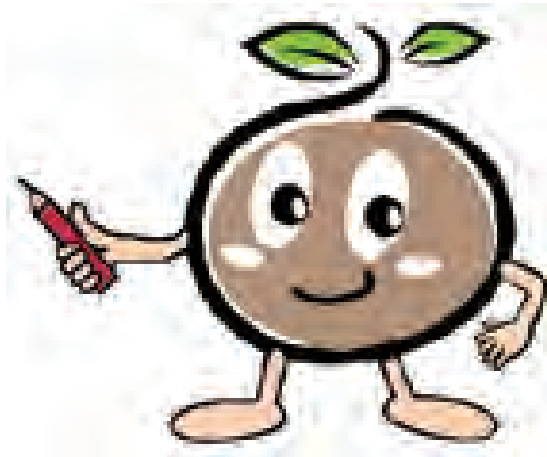
市区町村や農業集落の地域の状況に精通している方を対象とし、市区町村へは郵送等、農業集落の精通者の方には地方農政局長等から任命された統計調査員がお伺いして調査を行います。

どんなことを調べるの？

- ・市区町村の総土地面積や森林面積
- ・市区町村の産地直売所の数
- ・農業集落内の耕地面積
- ・農業集落内の地域資源（農地、森林、水路等）の保全状況などを調査します。

どんなことに利用されるの？

農林水産省が農林業の振興や農山村の活性化のために行なっているさまざまな施策の策定や推進の基礎資料として利用されます。



★ プライバシーの保護について ★



調査は統計法に基づく基幹統計調査として実施します。この法律では調査内容を統計以外の目的に使用することが強く禁じられていますので、調査結果が税金の徴収に使われるようなことは一切ありません。また調査員にも守秘義務がありますので、調査で知り得た情報が他人に漏れることはありませんし、調査票についても紛失・盗難に遭わないよう厳重に管理されます。

2010年世界農林業センサス
についてのお問い合わせは…
村づくり戦略推進室
企画係 電話 79-7942

農林業の現状を知り、未来へつなげる
ための大切な調査です。
ご協力をお願いします。



2010年 世界農林業センサス

(平成22年2月1日実施)

農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の実態を明らかにすることを目的に5年ごとに実施している大切な調査です。

農林業センサスには農林業の経営主に経営の現状をお聞きする「農林業経営体調査」と市区町村と農業集落の代表者など地域の実情に精通している方に農山村地域の現状をお聞きする「農山村地域調査」の2つの調査があります。

今回はこの2つの調査についてご説明します。

【農林業経営体調査】

どうやって調査するの？



農業や林業を行なっている農家・林家や法人などを対象とした調査で、都道府県知事から任命された統計調査員が訪問し、調査対象となる条件を満たしているかお伺いします。

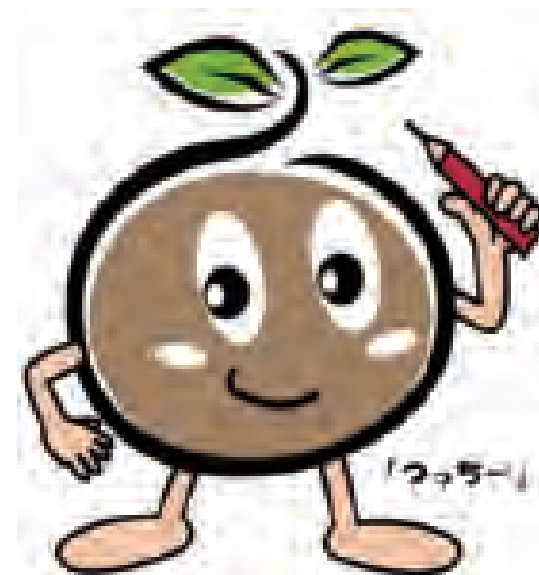
調査の対象となった場合は調査票をお渡しし、ご記入いただきます。

どんなことを調べるの？

- ・世帯員の構成と就業状況
- ・農地、山村の所有と利用状況
- ・農林産物の生産販売の状況
- ・農業・林業の労働力
- ・農作業受託の状況 などを調査します。

どんなことに利用されるの？

農林行政の企画・立案や中・長期的な国土利用計画や経済計画の策定、地方交付税の算出のための基礎資料として利用されます。



農林業センサス調査についてもっと知りたい方は農林業センサスホームページをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>